

始良市議会におけるクラウドサービスの利用に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、始良市議会（以下「議会」という。）におけるクラウドサービスの適正な利用に関し、必要な事項を定め、議会運営の効率化及び市民との情報共有の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドサービス インターネットを通じて提供される文書作成、データ共有、アンケート収集及びファイル管理その他の機能を有するサービス
- (2) 議会専用アカウント 議会において使用するクラウドサービスの議会公式アカウント
- (3) 使用者 議会専用アカウントによりクラウドサービスを利用する議会の議員及び議会事務局職員

(管理体制)

第3条 議会におけるクラウドサービスの使用について統括的管理を図るため、管理責任者を置き、議会事務局長をもって充てる。

2 議会専用アカウントは、議会事務局が一元的に管理する。

3 議会専用アカウントの作成、使用者の登録・削除、パスワードの設定・変更その他の議会専用アカウントの管理は、議会事務局職員が行う。

(利用目的)

第4条 クラウドサービスの利用は、次に掲げる目的の範囲内で行うものとする。

- (1) 市民や関係者からの意見・要望の収集
- (2) アンケートの実施による議会運営の改善
- (3) 議会内部における資料共有及び意見交換の円滑化
- (4) 議会に関する情報の適正な管理及び透明性の向上

(セキュリティ管理)

第5条 議会事務局職員は、クラウドサービスの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 強固なパスワードを設定し、6か月ごとに変更すること。
- (2) 多要素認証を設定し、不正アクセスを防止すること。
- (3) 使用者の異動又は退職時には、速やかにアクセス権限を削除又は変更すること。

(アンケート・意見収集機能の利用)

第6条 使用者は、クラウドサービスのアンケート又は意見収集（以下「アンケート等」という。）機能を利用する場合は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) アンケート等を作成し、公開する場合には管理責任者の許可を得ること。
- (2) 内容は、公共性のあるアンケート等に限定すること。

- (3) 個人情報を収集する場合は、プライバシーポリシーを明示し、適切に管理すること。
- (4) 公開期間を設定し、終了後は速やかに回答の受付を停止すること。

(データの管理・共有)

第7条 使用者は、クラウドサービスを利用してデータを管理・共有する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議会に関する文書、アンケート結果、市民の意見等を適切に分類・保存すること。
- (2) 個人情報を含むデータは、厳格なアクセス管理の下で取り扱うこと。
- (3) クラウドサービスを利用して得たデータを使用者以外と共有する場合は、管理責任者の事前の許可を得ること。
- (4) 必要なデータは、定期的にバックアップを行い、不要なデータは適切に削除すること。

(禁止事項)

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人的な利用（私的メールの送受信、個人ファイルの保存等）
- (2) 議会業務と無関係なアンケートの作成又はデータの収集
- (3) 市民の個人情報を適切な許可なく共有又は公開すること。
- (4) 政治活動又は選挙活動への利用
- (5) 公序良俗に反する内容の作成又は共有
- (6) パスワードの第三者への共有又は不適切な管理

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、クラウドサービスの利用について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。